

(議長)

日程第15、議案第1号、江差町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第1号、江差町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

江差町運動公園テニスコートの一部を改修することに伴い、江差町スポーツ施設条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容については、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

社会教育課長。

「社会教育課長」(補足説明)

はい。

それでは、議案第2号、江差町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてご説明致します。

議案書は2ページ、定例会資料の1ページから3ページの資料1が改正概要及び新旧対照表となっております。

本改正につきましては、江差町運動公園にありますテニスコート4面のうち、2面を中高生等が安全な環境で気軽にバスケットボールやフットサルができるよう、現在改修工事を行っているところでありまして、10月上旬の利用開始に向け、施設の名称及び使用料金等に係る規定の整備を行うものでございます。

具体的内容につきましては、資料にもございますが、整備される施設の名称を江差町民こどもふれあい広場として新たに追加をし、中高生等が自由に活動できるよう、昼間の個人の利用について申請を不用とし、無料で利用できるよう改正するものでございます。

なお、団体や専用しての利用、また、夜間の利用につきましては、従来どおり事前申請及び使用料金の徴収をすることとし、使用料につきましては、従来のテニスコートと同様としております。

また、利用時間や申請に係る具体的な要件につきましては、関連する江差町スポーツ施設条例施行規則に規定されておりますことから、条例改正に併せまして、規則の方も改正を行って参るものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第1号、江差町スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。
よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、議案第2号、令和5年度江差町財政調整基金の処分についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」

議案第2号、江差町財政調整基金の処分についてでございます。

江差町一般会計において、財源不足を補てんするため、江差町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定により、財政調整基金を処分するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

はい。

それでは、議案第2号につきまして、補足説明させていただきます。

議案書3ページをご覧ください。

本件につきましては、財政調整基金を取り崩して一般会計へ繰り入れるもので、同基金条例に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

本年第1回定例会におきまして、当初予算編成にあたり3億円を取り崩すことをご承認を頂いておりますが、本年度の補正予算編成に伴い、また、今般の物価高騰などに伴う資材費、労務費等の値上がりによる事務事業費の増嵩に対応していくため、更に1億円を処分させていただきます。

ご審議の上、ご承認頂きますよう宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結したいと、終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第2号、令和5年度江差町財政調整基金の処分について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第17、議案第3号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第7号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(議長)

議案第3号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第7号)についてでございます。

今回の補正につきましては、役場庁舎消防用設備改修工事など27事業に係る経費の補正、繰越明許費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、2億2,213万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、67億7,833万3千円とするものでございます。

また、併せまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

はい。

それでは、議案第3号について、補足説明させていただきます。

議案書6ページから7ページの補正予算構成表をご覧下さい。定例会資料は、5ページの資料2となります。

はじめに、役場庁舎消防用設備改修工事です。老朽化に伴い、煙感知器の誤作動が多発していることや、防煙シャッターの自動閉鎖装置に不具合を生じていること等から、庁舎が有する避難場所や災害対策拠点としての機能を維持し、施設安全性を確保するため、消防用設備を改修します。補正額は、159万5千円です。

次に、北の江の島拠点施設整備に係る民間活力導入調査業務委託です。資料は3です。昨年3月に策定した基本構想を踏まえ、基本計画の完成に向け進捗しておりますところ、施設の整備及び管理運営に民間活力とノウハウを最大限活用するとともに、町の財政負担を軽減するための事業手法を調査します。補正額は、969万1千円。その他特定財源は、かもめ島交流拠点づくり基金繰入金669万1千円と、本年6月に頂きましたシン・エナジー株式会社様からの寄附金300万円でございます。

本補正は、当初予算で計上した基本設計費 1,898万6千円を増額するもので、今回の補正により事業費は、2,867万7千円となります。

また、業務期間は、9か月間程度と見込んでおり、今年度内に事業を完了できない見込みでありますことから、補正の予算の繰越しをお願いするものです。議案書10ページに第2表繰越明許費の追加補正を記載してございますので、合せてご確認下さい。

次に、江差町地域公共交通活性化協議会負担金事業、及び江差マース実証事業について、関連がございますので、併せて説明致します。資料は4と5です。

まずは、負担金事業です。来年度に本格運行を見据えているサツドラホールディングス株式会社との官民連携による新たな交通サービス江差マースの実証実験を、国土交通省の補助金を受け、協議会が事業主体となって実施します。協議会には自主財源がございませんので、当該補助事業に係る経費として、その全額を町が負担金として支出します。この金額が、補正額である2,962万3千円。

負担金を受けた協議会は、実証実験のうち基礎調査と配車予約システムの開発、運用、プロモーション等を行います。

一方、町におきましては、実証実験のうち協議会が担うことができない運行業務と電話予約受付、EZOポイント付与について、協議会の補助金を受けながら実施します。この金額が、江差マース実証事業の補正額895万9千円です。

なお、申し上げましたとおり、本実証実験は国庫補助事業ですので、年度末に補助金額が確定されたのち、負担金の残額分と合わせて協議会から町へ戻入されます。

次に、旧江光ビル跡地活用拠点施設コミュニティプラザえさし備品整備です。資料6です。来年度の供用開始に向けて、コミュニティプラザえさしに必要な各種備品を整備します。備品の選定にあたっては、施設の主要機能を踏まえながら、これまでの住民要望に配慮致しました。主な備品として、モニター、プロジェクター等の映像機器、交流ホールやシェアスペースに配置する椅子、テーブル、交流キッチンの調理器具等を整備します。補正額は、2,416万2千円。全額一般財源です。

次に、地域魅力発信事業です。資料7です。町のふるさと納税ポータルサイトの一つ株式会社クレディセゾンが主催する10月14、15日の2日間、東京都池袋サンシャインシティにおいて開催される特産品PRイベントへ出展し、町の特産品を使用した飲食販売を行うとともに、まちの紹介や観光PRを行い、首都圏在住者への江差の魅力を訴求します。出展負担金のほか、参加旅費、ノベルティ代を計上しました。補正額は、99万円。

次に、地域おこし協力隊配置事業です。資料8です。来年度のコミュニティプラザえさしの供用開始を控え、より多くの住民に利用してもらうための仕組みづくり、ニーズや流行を捉えたイベント企画などに力を発揮してもらうよう、多様な視点や経験を持った地域おこし協力隊1名を募集するものです。隊員の人件費と備品、研修会参加費用等の活動経費を計上しています。補正額は、270万円。全額一般財源ですが、別途特別交付税で措置されます。

次に、令和4年度障害者自立支援給付費道費負担金返還、令和4年度子どものための教育保育給付交付金返還国費と道費を合せて説明致します。

いずれも関連法に基づく負担金補助金の額の確定に伴い、既に交付決定を受けた金額との差額分を返還するものです。補正額は、ご覧のとおりです。

次に、滋賀県東近江市との地域連携協定締結です。資料9です。

同市との災害時相互応援協定の締結に向けて協議を重ねて参りましたところ、災害対策に止まらず、双方の資源を生かした地域包括連携へ格上げし、互いの地域振興を図っていくことを確認しました。

今後11月下旬を予定に、町長と議長が同市を訪問し調印式に出席するための旅費及び記念品代を計上しています。補正額は、37万4千円。

次に、森林環境税に係る総合行政システム改修委託業務です。

令和6年度より課税され、個人住民税と併せて賦課徴収される森林環境税に係るシステム改修です。補正額は、68万2千円です。

次に、権利擁護事業費です。

本年7月14日付けで、本事業に係る補助金の交付決定を受けたことに伴う財源更正となります。道支出金をゼロ円から100万円に、一般財源を100万円からゼロ円に改めるものです。

次に、水堀学童保育所運営支援放課後児童支援員配置です。

父母会が設置運営している水堀学童保育所については、子どもの適切な監護体制に必要な人員確保に課題があり、この間、町は運営費補助や保育士を派遣するなどの支援にあたってきましたが、町立化への円滑な移行に向けて、放課後児童支援員2名を新たに配置するものです。補正額は、154万5千円です。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保、令和5年度秋接種です。資料10です。

新型コロナウイルスの重症化予防及びまん延防止対策として、本年5月より実施した令和5年度春接種に引き続き、9月20日より秋接種として実施するものです。

対象者は、初回接種1、2回目を完了した5歳以上の方、延べ6千人。接種回数は1回。接種体制及び予約方法については、従来どおりです。補正額は、3,075万9千円、全額国庫補助金、あるいは負担金で措置されます。

次に、森林整備地域活動支援事業です。資料11です。

本事業は林野庁所管事業として、小規模、分散している森林を集約化して、効率的な林業生産活動につなげていくため、施業の前提となる森林調査簿や登記簿などからの情報収集、境界の測量、施業予定地の樹種樹高の調査等について、町と協定を締結する森林所有者等に対して、交付金を支給するものです。補正額は、630万円。林野庁交付金が北海道の会計を経由して町へ交付されます。

次に、豊かな前浜づくりプロジェクトです。資料12です。

昨年度から実施しているトラウトサーモン養殖事業2年目の取組みに対する協議会への補助金で、種苗費やえさ代をはじめ、養殖に必要な経費として、種苗を海水に慣れさせるための作業費、漁獲時に一時的に魚を鎮静化させる装置の整備費等を支援します。補正額は、1,600万円。その他特定財源212万2千円は、信金中金の企業版ふるさと納

税SCBふるさと応援団を基金から取り崩して充当します。

次に、かもめ島中央遊歩道保全対策調査法面崩落防止です。資料13です。

多くの観光客が周遊するかもめ島の中央部階段へ接する南西側法面について、既設の土留めが老朽化していることから、今後の北の江の島拠点施設の供用開始も見据え、来訪者の安全性に万全を期すため、来年度施工を予定している法面崩落防止工事のための地質調査を実施するものです。補正額は、1,213万3千円。全額一般財源ですが、今後、檜山振興局の地域づくり総合交付金が採択される見込みです。

次に、町道除雪対策事業です。

今年の冬の歩行者及び自動車の安全確保のため、除雪作業員の人件費、融雪剤、防雪柵等の資機材及び北部地域の除雪委託費等を計上するものです。補正額は、5,204万円。

次に、町道新地4号通り他道路補修整備工事です。資料14です。

コミュニティプラザえさしに隣接する町道2路線について、供用開始後の施設へのアクセス環境を整えるため、既設道路の路盤、舗装、排水を改修します。補正額は、550万円です。

次に、普通河川五勝手川転落防護柵布設替工事です。

本事業は、経年劣化による性能低下が著しい転落防護柵の更新費用として、当初予算で990万千円措置されているものですが、今般の物価高騰に伴い、製品単価が急激に値上がりしていることから、所要の金額を増額するものです。補正額は、440万円。補正後の全体事業費は1,430万円となります。

次に、江差港シャトルバス運行支援事業です。資料15です。

老朽化対策のため、現在、国直轄港湾整備を行っているフェリー岸壁について、工事が行われる10月から3月までの半年間は、フェリーが停泊できず新北埠頭を代替の発着場とすることから、港湾センターとフェリーを往復するシャトルバスの運行経費を支援します。補助率は3分の1以内、実施主体をハートランドフェリー株式会社とする補助事業です。補正額は、200万円です。

次に、江差港漁船等上架施設ワイヤー整備購入事業です。資料16です。

北埠頭上架施設の上架台を牽引するワイヤーについては、3、4年サイクルで更新が必要となるもので、納品までに一定期間を要することから、繁忙期となる今年度末から来春に間に合わせ、調達するものです。補正額は、194万9千円です。

次に、中歌町団地外壁屋根ほか改修工事追加工事です。資料17です。

本事業は、公営住宅長寿命化対策として当初予算で措置し、現在、改修工事を進めていますが、断熱効果と静粛性の更なる向上を図るため、台所と風呂の窓についても、内窓付きの樹脂性サッシに改修します。補正額は、195万5千円。今後、社会資本整備総合交付金の増額充当を予定しています。

次に、全国瞬時警報システムJアラート情報自動起動配信システム整備事業です。資料18です。

町は、平成25年に同自動起動配信装置を整備し、携帯電話等に緊急速報メールを配信するシステムを構築しましたが、同装置が本年末で耐用年数超過を迎えることから、これ

を機会に設備の充実を図ります。

具体的には、庁舎設置のJアラート受信機で受信した緊急情報等を、従来の緊急速報メールに加え、町公式LINE及びYahoo!防災速報アプリ、登録制メールに一斉配信する仕組みへ再整備するとともに、町独自の情報も配信する機能を併せて装備します。補正額は、125万4千円。地方債90万円は、緊急防災減災事業債です。議案書11ページに第3表地方債の追加補正も記載してございますので、合せてご確認下さい。

次に、小学校教育支援特別支援教育支援員配置です。

特別な支援が必要な児童の学習指導上のサポートを行うため、町立南が丘小学校へ特別支援教育支援員1名を追加配置するものです。会計年度任用職員に係る給料、諸手当及び共済費を計上しています。補正額は、155万4千円です。

最後に、江差町スポーツ団体活動助成事業です。

本年7月に合同会社ユーラス江差風力様から、江差町のスポーツ振興のためにといただいた指定寄附金に係る事業です。

町内のスポーツ少年団10団体と16のスポーツ団体が、備品等整備に活用することができるよう少年団本部及びスポーツ協会に助成金を交付するものです。補正額は、160万円。その他特定財源は、同寄附金の全額です。

以上、27事業の補正額の合計は、2億2,213万9千円となりました。財源内訳は記載のとおりです。

これで補足説明を終わります。ご審議のほど宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

飯田議員。

「飯田議員」

はい。説明を頂きました。資料に基づいて質問をします。資料3の北の江の島拠点構想の民間活力導入調査委託でありますけれども、当然、業者等委託内容を契約書を交わす訳でありますけれども、どこまでの範囲までが含まれるか。業者の選定までをこの契約書の委託契約書の中に入るのか。その辺のところをお知らせ下さい。意味わかりますか。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

一応、確認のため、今の飯田議員のご質問反復させて頂きます。

業者、今回委託する事業が運営の対象の企業まで、委託、選定するところまでいくのかというご質問で宜しかったでしょうか。

「飯田議員」

調査はわかるんですけども、その施行する業者の選定までをその委託契約書の中に入っていますかと。

「まちづくり推進課長」

はい。

えーと、答弁とすれば、そこまでをまずやる訳ではございません。そういった江差として、まず、導入するという方向に関してどういう可能性があるかということの調査、プラス当初から予算付けて頂いてます基本設計、これを併せて、そういう業者の聞き取りは運営できるような業者などからの聞き取りをした上で、基本設計を組みながら、企業の募集に向けた雛形というところまで、事業ということで、業務ということでご理解頂きたいと思います。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

このDBO方式のイメージでいくと、基本設計を含めるということになると、その段階でこの業者さんが運営する業者決まるという考えで宜しいんですか、じゃあ。

あくまでも、基本設計までと。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

えーと、飯田議員の先程の質問、後段の方ということでご理解下さい。あくまでも調査ということで、業者の選定には入りません。

以上です。

(議長)

その他、質疑希望ありますでしょうか。

室井議員。

「室井議員」

2点だけちょっと聞きたいと思います。

まず、財政課長、宜しいですか。今回のあの、予算構成表見てですね、2億2,200万の補正額に対して、一般財源が1億6,100万ですよ。これ、あの今、先程ちらっと説明あったんですが、これ、1億6,100万のうちですね、社会資本整備交付金とか、特別交付金、入ってきますよね。これ、まるまる1億6,100万が町も持ち出しってことにならないですよ。そういうふうに解釈して宜しいですか。

それで、もう1ついい。それと地域協力隊員、これ、コミュニティプラザの地域協力隊員ですね、これ1人ですけど、270万、随分安いんですね、これで大丈夫なんですか。

この2点について、ちょっと聞きたいと思います。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

あの、室井議員からの最初の質問で、今回、第7号補正予算で計上、提案をさして頂いている一般財源総額1億6,100万が全て、社会資本整備総合交付金だとか、その他の特定財源が入った上でも、この金額が支出されていくのかという観点のご質問だったかというふうに思いますけども、宜しいですね。

はい。今回予算を組むという時点に当たっては、これが全て一般財源というふうになるんですけども、このあと、事業を進めていくに当たっては、各事業が色々と精査されていくということで、決算額によってはですね、配置された予算額を割り込むということも、想定されてきますので、そういう意味では、この1億6,100万については、決算時点においては、割り込むことも十分想定になるのかなというふうに考えてございますけども、今予算時点では、この金額がイコール一般財源という抑えとして頂ければというふうに思っております。

以上です。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

室井議員から地域協力隊員の配置に関して、金額、こういう金額なのかというご質問を受けました。こう考えて頂きたいと思います。今、ここで補正をさせて頂いて、最大限半年分の予算を今回、組まさせて頂こうと思っております。で、この議会で、補正予算承認頂いたのちに募集をかけて、そこから採用された部分での支払いになるということで、ご理解頂きたいと思います。

以上です。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

まず、地域協力隊員、半年分のということですね。ちょっと書いてなかったもんだから、半年分って。ね、だから随分少ないなど。なぜかと言うと、みらい機構に件もあるんですよ。向こうは随分金掛かっているなあと思ってるのに、こっちは随分少ないなど、けっしてあるのかなど、こう思って心配したもんで、ちょっと私が今言ったんです。要は6か月分の経費を上げたということで、宜しいですね。

はい。わかりました。

それともう1つ、財政課長、わかりますよ。国庫補助金も道の出資金も入って、要は1億6,100万が一般財源ね、要するに財調1億円取り崩した他に、6,000万何百万、町の色んなね、予算見てるお金を使ってこの事業をやるんですよ。こういうことですね。宜しいですか。はい。

(議長)

副町長。

「室井議員」

はい。いいですよ。はい。

「副町長」

室井議員、今質問頂いたんですが、何点かちょっと、この6表の表をちょっと見て頂きたいんですが、各議員さん。

全部を説明しませんが、例えば、上から3つ目の地域公共交通活性化云々協議会。2,900万一般財源入ってますけども、これまた、国の補助、それから、下のマースの事業も国の補助申請をしてそれなりに3分の1とか、3分の2入ってくる。これ、まだ確定、もう既に内示を受けてものもありますけども、それらもひっくるめているというのが1つ。

それから、地域おこし協力隊員も270万入れてますが、これも特別交付税であとで措置される。それから、下から2番目のかもめ島中央、崖の斜めも、あの斜めになっているところも、これからですけども、地域づくり総合交付金で上限ありますけども、2分の1近い補助申請をこれからする。

ですから、色々そういったところで一般財源の精査が行われると。あの一部でございますが、そういった形でご説明をさせていただきます。

以上です。はい。

「室井議員」

いいですか。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

あの、よくわかったよ。財政課長、そういうことなんだ。ね、これから色々なこと申請してって、1億6,100万が全部ね、全部ぜんぶでなくて、町のね、そういう交付金を町ん入るようなこれから検討してやっていくと、こういうことですね、副町長。宜しですね。だから、一般財源全て1億6,100万が町の全部お金持ち出しっぱなしじゃないんだよっていうことを、そこをちゃんと力強く言って下さい。

いいですね、そういうふう理解して。

終わります。

(議長)

その他、質疑希望ありますでしょうか。

(「ありませんの声」)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第3号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第7号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

4時まで、休憩致します。

休憩 15:52

再開 16:00

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

(議長)

日程第18、議案第4号、令和5年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

議案第4号、令和5年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、令和4年度介護給付費負担金等精算に伴う返還金の補正をお願いするものでございまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、4,410万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12億4,212万円とするものでございます。

これによりまして、介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、サービス事業勘定と併せまして歳入歳出それぞれ、12億3,686万8千円となるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

それでは、議案第4号について、ご説明させていただきます。議案書31ページの補正予算構成表でご説明致します。

事業名令和4年度介護給付費負担金等精算事務でございます。介護保険会計の財源である国庫道費公費負担分は、毎年度終了後に精算事務が行われるもので、令和4年度の公費負担額を精算した結果、受領済み額を精算額が下回ったために生じた返還金の補正をお願いするものでございます。

議案書39ページをご覧下さい。記載にありますとおり、返還金4,410万8千円の内訳につきましては、国に対する返還金として、介護給付費国庫負担金分3,745万5

千円、地域支援事業費国庫補助金分178万9千円、道に対する返還額、返還金として、介護給付費道費負担分315万円、地域支援事業費道費補助金分102万7千円、社会保険診療報酬支払基金として介護給付費分17万3千円、地域支援事業費分51万4千円となっており、補正額の財源は全額一般財源で繰越金を充当するものでございます。

ご審議の程、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありますか。

(「なしの声」)

(議長)

他に、質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第4号、令和5年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第19、議案第5号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」（提案説明）

議案第5号、北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてでございます。

新たな団体の加入に伴い、加入する組合の規約変更が必要となることから、地方自治法第286条第1項の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

総務課長。

「総務課長」（補足説明）

定例会資料19の規約新旧対照表をご覧ください。

当町が加入する北海道市町村職員退職手当組合に新たに後志広域連合が加入することに伴い、当組規約別表（2）、一部事務組合及び広域連合の表を変更する必要が生じたため加入する地方公共団体として、協議をする上で議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせて頂きます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありますでしょうか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

（議長）

お諮り致します。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

（議長）

議案第5号、北海道市町村職員退職手当組規約の変更について、原案に賛成の方の挙

手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。